

事業所税の手引き

申告書提出・問い合わせ先

〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1
堺市 税務部 市税事務所 法人諸税課 事業所税担当（三国ヶ丘庁舎 4 階）
電話 072-231-9742
FAX 072-251-5631

堺 市

令和 7 年 4 月

目 次

第1章 事業所税の概要

- 1 事業所税について 1
- 2 課税団体 1
- 3 事業所税のしくみ 2

第2章 課税客体と納税義務者

- 1 課税客体 5
- 2 納税義務者 5

第3章 課税標準

- 1 資産割の課税標準 7
- 2 従業者割の課税標準 12

第4章 税率と免税点

- 1 税率 15
- 2 免税点 15

第5章 非課税

- 1 主な非課税対象施設 16
- 2 非課税の判定日 19
- 3 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い 19

第6章 課税標準の特例

- 1 主な課税標準の特例対象施設 20
- 2 課税標準の特例の判定日 21
- 3 課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い 21

第7章 減免

- 1 減免の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 減免の判定日・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第8章 税務調査について

- 1 参考資料の提出について・・・・・・・・・・ 21
- 2 税務調査について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第9章 申告及び納付について

- 1 申告書提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 納付場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 申告納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 修正申告・更正の請求・・・・・・・・・・ 23
- 5 更正・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第10章 みなし共同事業

- 1 みなし共同事業とは・・・・・・・・・・ 25
- 2 免税点の判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 課税標準の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」・・・・・・ 26

第11章 申告書の書き方

- 【設 例】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 申告書作成のチェックポイント・・・・・・・・・・ 29
- 事業所税の申告書（第44号様式）の記載要領・・・・・・ 30
- 事業所等明細書（第44号様式別表1）の記載要領・・・・・・ 32
- 非課税明細書（第44号様式別表2）の記載要領・・・・・・ 34
- 課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）の記載要領・・・・・・ 35
- 共用部分の計算書（第44号様式別表4）の記載要領・・・・・・ 36
- 事業所税の納付書の記載要領・・・・・・・・・・ 37

第1章 事業所税の概要

1 事業所税について

事業所税とは、人口や企業が集中する大都市地域における都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるため、昭和50年に創設された目的税です。

この事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスとそこに所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）との受益関係に着目し、その「事業所床面積」および「従業員の給与総額」という外形標準を対象に課税するものです。

2 課税団体

事業所税は、次の地方団体（77団体）において課税されます。

- ・ 東京都（特別区の区域に限る。）
- ・ 指定都市
札幌市 仙台市 新潟市 千葉市 さいたま市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市
名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市
- ・ 首都圏整備法の既成市街地を有する市
川口市 武蔵野市 三鷹市
- ・ 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市
- ・ 人口30万人以上で政令で指定するもの
旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 所沢市 越谷市
市川市 船橋市 松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市 富山市 金沢市
長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市 大津市 四日市市 豊中市
吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 高松市
松山市 高知市 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

（令和7年4月1日現在）

※ 堺市は、昭和50年の事業所税創設当初から課税団体です。

（旧美原町域は、平成17年2月1日堺市との合併に伴い課税対象になりました。）

3 事業所税のしくみ

事業所税には、「**資産割**」（＝事業所床面積にかかるもの）と「**従業者割**」（＝従業者給与総額にかかるもの）があります。それぞれについて**市内のすべての事業所等を合算して**、おおむね次のような内容で課税されます。

	資 産 割	従 業 者 割
課 税 客 体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所用家屋 [※] の合計床面積（㎡） （算定期間の末日現在のもの）	従業者給与総額（円） （算定期間中に支払われたもの）
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 … 事業年度 個人 … 1 月 1 日から 12 月 31 日	
税 率	1 ㎡につき 600 円	100 分の 0.25
免 税 点	合計床面積が 1,000 ㎡以下 （非課税部分を除く）	合計従業者数が 100 人以下 （非課税対象者を除く）
納 付 方 法	申告納付	
申告納付期限	法人 … 事業年度終了の日から 2 か月以内（延長制度はありません。） 個人 … 翌年の 3 月 15 日 〔年の中途において事業を廃止した場合は、その廃止の日から 1 か月以内 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 か月以内〕	

※事業所用家屋＝事業の用に供している家屋

【注 1】 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要となります。

【注 2】 免税点以下で納付すべき事業所税額がなくても、次の①から③のいずれかに該当する場合は申告していただく必要があります。

- ① 前事業年度または前年中に納付すべき事業所税額があった場合
- ② 本市の区域内に所在する各事業所等の床面積の合計が 800 ㎡以上である場合
- ③ 本市の区域内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 80 人以上である場合

資 産 割

算定期間の末日の現況
でお考えください。

堺市内に事業所等がありますか？

ある

ない

申告義務を判定します。

堺市内の全事業所の合計床面積が
800㎡以上ですか？

800㎡以上

800㎡未満

資産割の申告義務はありません

※ ただし、みなし共同事業に該当すれば、課税
となる場合があります。(25 ページを参照)

そのうち、非課税部分を除いて
1000㎡を超えますか？

免税点を判定します。

超える

超えない

課税されませんが申告義務があります

※ ただし、みなし共同事業に該当すれば、課税
となる場合があります。(25 ページを参照)

課税対象となります

★次の算式で課税標準となる床面積を求めます

$$\text{課税標準床面積} = \text{事業所床面積} - \text{非課税床面積}^* - \text{特例控除床面積}^*$$

※ 非課税の対象となる施設は 16 ページを参照

※ 特例控除の対象となる施設は 20 ページを参照

★資産割の税額を計算します

$$\text{資産割税額} = \text{課税標準床面積} \times 600\text{円}$$

従 業 者 割

算定期間の末日の現況
でお考えください。

堺市内に事業所等がありますか？

ある

ない

申告義務を判定します。

堺市内の全事業所の従業者総数が
80人以上ですか？

80人以上

80人未満

従業者割の申告義務はありません

※ ただし、みなし共同事業に該当すれば、課税
となる場合があります。(25 ページを参照)

そのうち、非課税対象者を除いて
100人を超えますか？

免税点を判定します。

超える

超えない

課税されませんが申告義務があります

※ ただし、みなし共同事業に該当すれば、課税
となる場合があります。(25 ページを参照)

課税対象となります

★次の算式で課税標準となる従業者給与総額を求めます

$$\text{課税標準従業者給与総額} = \text{従業者給与総額} - \text{非課税従業者給与総額}^{\ast} - \text{特例控除従業者給与総額}^{\ast}$$

※ 非課税の対象となる従業者は 16 ページを参照
※ 特例控除の対象となる従業者は 20 ページを参照

★従業者割の税額を計算します

$$\text{従業者割税額} = \text{課税標準従業者給与総額} \times 0.25 / 100$$

第2章 課税客体と納税義務者

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

(1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所・店舗・工場・倉庫などのほか、これらに附属する材料置場・作業場・ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、無人倉庫などの人的設備のない施設であっても、これらを管理する施設と一体となって事業の用に供されている場合には、事業所等に該当します。

<事業所等に該当しないものの例>

社宅、社員寮	人の居住の用に供するものであるため、事業所等として扱いません。
仮事務所、仮小屋	設置期間が2～3ヶ月程度のものは、事業に継続性がないため、事業所等として扱いません。
建設業における現場事務所	設置期間が1年未満の現場事業所は事業所等として扱いません。
モデルハウス	住宅の商品見本としての性格が強いため、事業所等として扱いません。ただし、内部に専用の事務スペースなどがある場合は、その部分のみ事業所として扱います。

(2) 事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

「事業所等において行う事業」とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、「事業所等において行う事業」となります。

2 納税義務者

納税義務者は、堺市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

納税義務者は申告納付の方法により、自ら納付すべき事業所税の税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。

事業所用家屋の一部又は全部を貸し付けている場合は、所有者（貸主）ではなく、その借受人（現にそこで事業を行っている方）が納税義務者になります。

(1) 事業所用家屋を貸し付けている場合（貸ビル等）

事業所用家屋を他者に貸し付けている者（転貸している者を含む）は、その貸し付け部分にかかる事業所税の納税義務はありませんが、その部分の床面積や貸付先などの必要な事項について申告義務があります。「事業所用家屋貸付等申告書」により申告してください。

「事業所用家屋貸付等申告書」が必要な場合は、本市事業所税担当までご連絡いただくか、本市HPの申請書ダウンロードサービスをご利用ください。

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなされ、納税義務者となります。（ただし、非収益事業は非課税となります。）

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。

(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合

事業を行う者が単なる名義人である場合（また貸しなど）は、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となります。

(5) みなし共同事業の場合

特殊関係者と特殊関係者を有する者が同一の家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業を共同事業とみなし、合算して免税点判定を行います。

⇒詳しくは、第10章 みなし共同事業（P.25）をご覧ください。

第3章 課税標準

1 資産割の課税標準

課税標準の算定期間の末日現在における堺市内に所在する各事業所の合計床面積が課税標準となります。

(1) 課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・個人の場合は、個人に係る課税期間（1月1日から12月31日まで）をいいます。

(2) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

(注) 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。未登記の物件も課税対象となります。

(3) 共用部分がある場合

一つの事業所用家屋を2以上の事業主が使用する場合など、事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の専用部分の床面積の割合で按分します。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{その者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{その者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{各専用部分の床面積合計}}}$$

(注) 共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター室、機械室、塔屋など共同で使用する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

(4) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合（P.9 例1、P.11 例7 参照）

新規設立、解散、半年決算の法人等で、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次のように月割計算します。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}}{12} \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

(5) 課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設又は廃止があった場合

課税標準の算定期間の中で新たに事業所等を開設した場合または廃止した場合などの課税標準となる事業所床面積は、次のように月割計算します。

① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 (P.9 例2、P.10 例4、例5 参照)

＜新設の翌月から数えます＞

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array}}}{12}$$

② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等 (P.9 例3、P.10 例6、P.11 例8参照)

＜廃止の月まで数えます＞

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}}{12}$$

③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

＜新設の翌月から廃止の月まで数えます＞

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}}{12}$$

(注1) 課税標準の算定期間の初日に新設した事業所等及び課税標準の算定期間の末日に廃止した事業所等については、それぞれ課税標準の算定期間を通じて有していた事業所等として取り扱います。

(注2) 属する月とは通常、その月の1日から月末をいいますが、20日決算であれば21日から20日までを属する月として取り扱います。

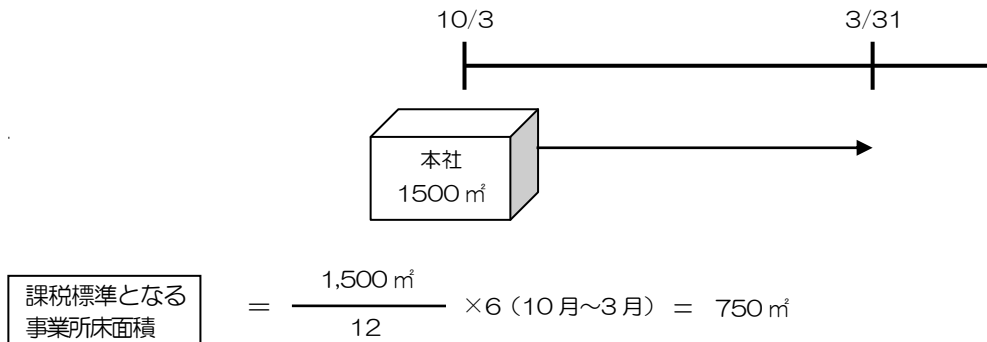
(6) 同一事業所の拡張又は縮小があった場合 (P.11 例9 参照)

月割課税は、支店や営業所等のようにそこで一単位の事業が行われると認められるものの新設・廃止があった場合に限られるものであり、同一事業所の床面積に増減があった場合は月割課税を行いません。つまり、貸ビル等の借り増し又は一部解除や、事業所等の増築又は取壊しにより事業所床面積に異動が生じた場合は、事業所等の新設又は廃止ではなく事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。したがって、これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。

月割計算の例

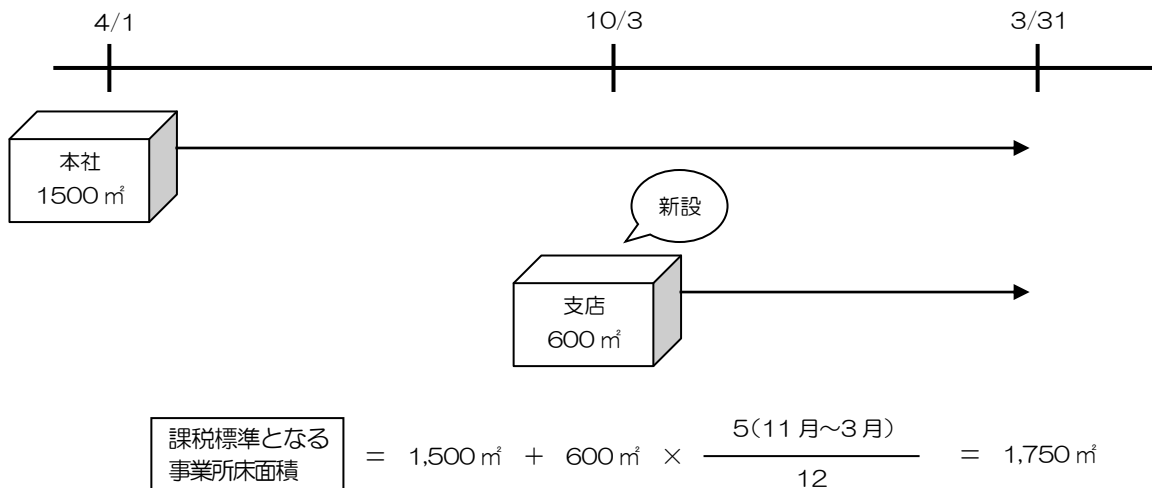
◆ 例 1

10月3日に新たに法人（3月31日決算）を設立し、堺市内に本社（1,500㎡）を開設した場合。



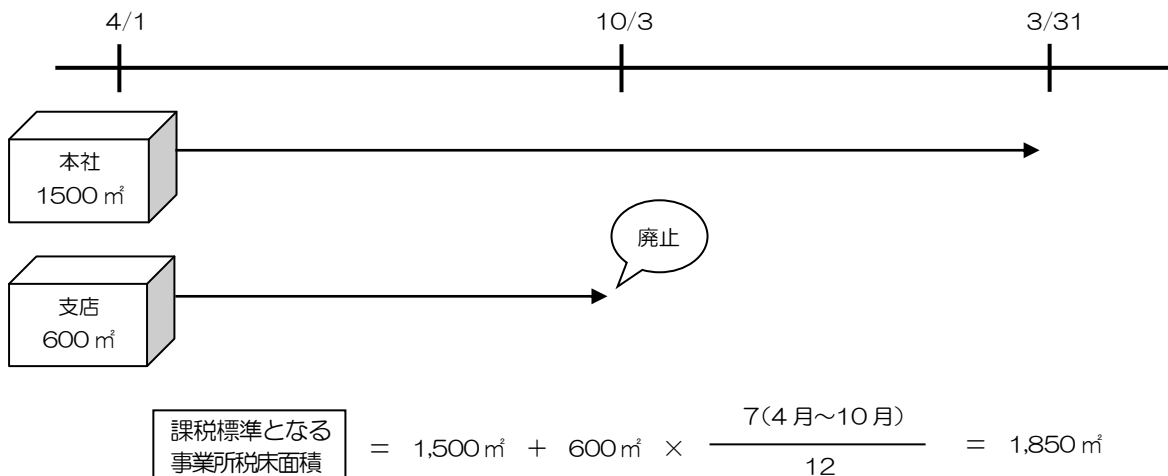
◆ 例 2

堺市内に本社（1,500㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月3日に新たに支店（600㎡）を設置した場合。



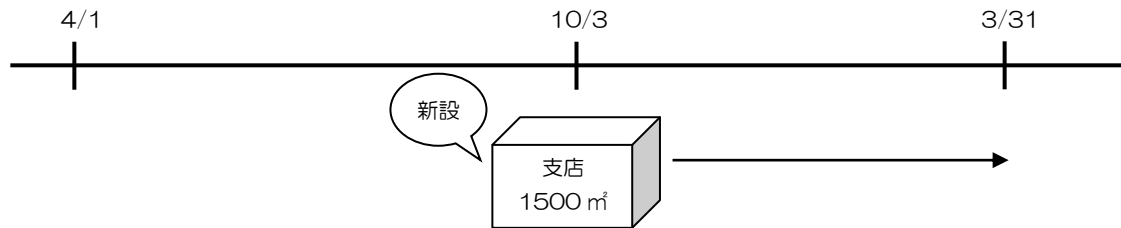
◆ 例 3

堺市内に本社（1,500㎡）と支店（600㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月3日に支店を廃止した場合。



◆ 例4

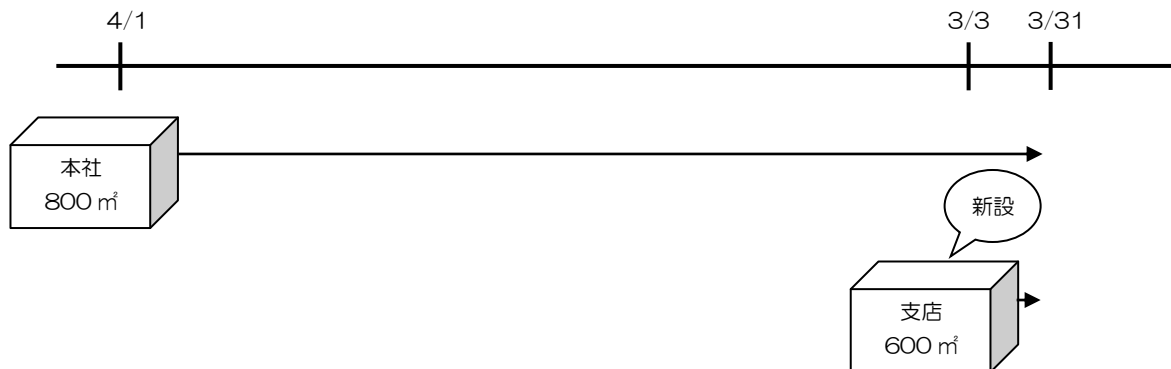
他市に本社がある法人（3月31日決算）が、10月3日に堺市内に新たに支店（1,500㎡）を設置した場合。



$$\text{課税標準となる事業所床面積} = 1,500 \text{㎡} \times \frac{5(11 \text{月} \sim 3 \text{月})}{12} = 625 \text{㎡}$$

◆ 例5

堺市内に本社（800㎡）がある法人（3月31日決算）が、3月3日に新たに支店（600㎡）を設置した場合。

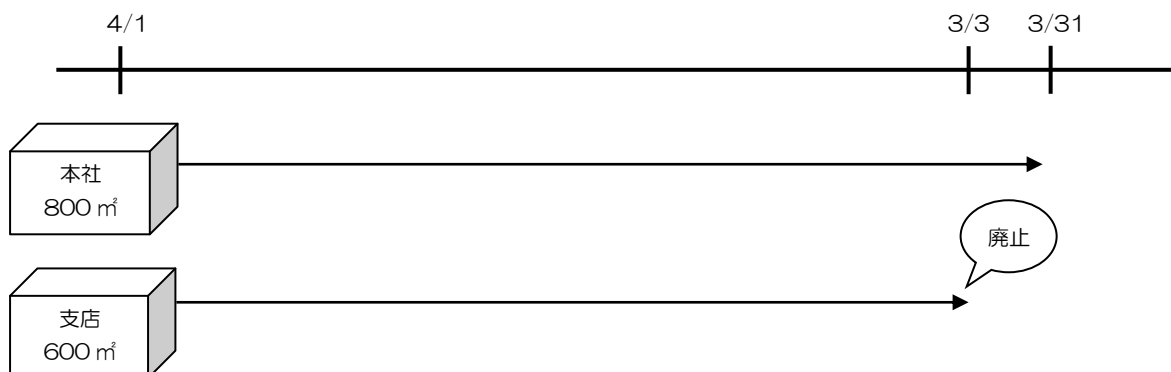


$$\text{課税標準となる事業所床面積} = 800 \text{㎡} + 600 \text{㎡} \times \frac{0(翌月起算のため)}{12} = 800 \text{㎡}$$

期末現在（3月31日）の床面積は1,400㎡となり、免税点を越えているため課税されます。

◆ 例6

堺市内に本社（800㎡）と支店（600㎡）がある法人（3月31日決算）が、3月3日に支店を廃止した場合。

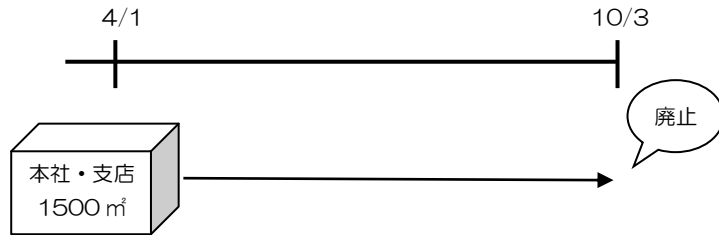


期末現在（3月31日）の床面積が800㎡で免税点以下となり、課税されません。

ただし、前年に申告があった場合は、申告書のみ提出してください。（納付は必要ありません。）

◆ 例7

10月3日に法人が解散し、堺市内にある全ての事業所（1,500㎡）を廃止した場合。

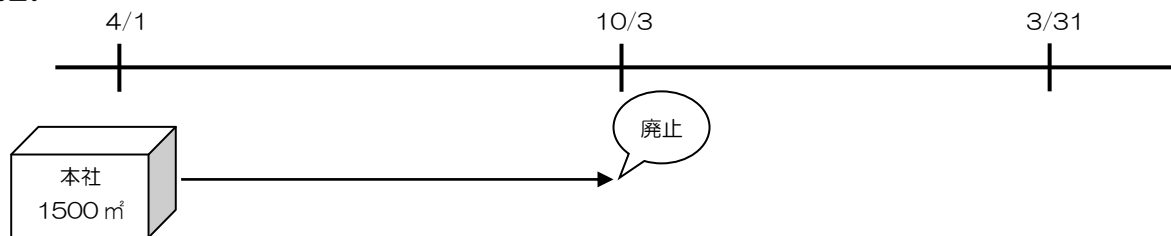


$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{1,500 \text{ ㎡}}{12} \times 7 \text{ (4月～10月)} = 875 \text{ ㎡}$$

期末現在（10月3日）の床面積は1,500㎡となり、免税点を越えているため課税されます。

◆ 例8

堺市内に本社（1,500㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月3日に他市へ本社を移転し、事業所を廃止した場合。

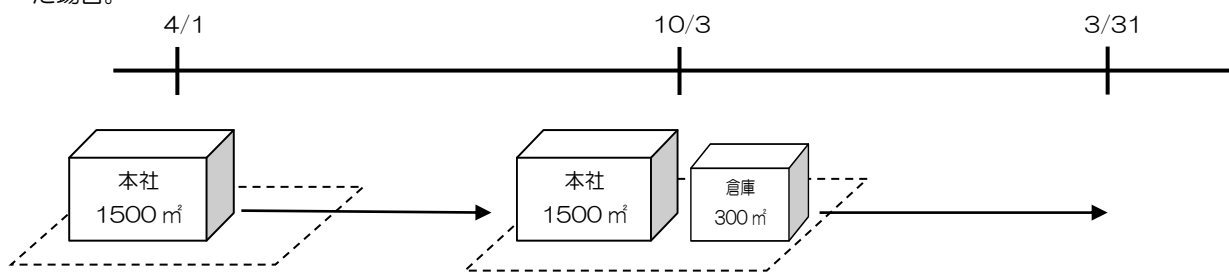


期末現在（3月31日）の床面積がないため、課税されません。

ただし、前年に申告があった場合は、申告書のみ提出してください。（納付は必要ありません。）

◆ 例9

堺市内に本社（1,500㎡）がある法人（3月31日決算）が、10月3日に同一事業所内で倉庫（300㎡）を新設した場合。



$$\text{課税標準となる事業所床面積} = 1,500 \text{ ㎡} + 300 \text{ ㎡} = 1,800 \text{ ㎡}$$

同一事業所の面積の増減の場合、月割り計算は行いません。

期末現在（3月31日）の床面積に対し、通年で課税されます。

※ 課税標準を月割計算できるのは、資産割のみです。従業者割は、当該事業所があった期間中に支払われた給与総額がそのまま課税標準となります。

2 従業者割の課税標準

堺市内に所在する各事業所等において、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

(1) 課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・個人の場合は、個人に係る課税期間（1月1日から12月31日まで）をいいます。

(2) 従業者

一般従業者のほか、役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

ただし、障害者（役員以外）及び年齢 65 歳以上の者（役員以外）は除かれます。障害者とは住民税・所得税における障害者と意義を同じくするもので、障害者職業センターにより知的障害者と判定された者を加えた範囲です。

その他、従業者の範囲については「従業者の範囲等一覧表」（P.14）を参照ください。

(3) 従業者給与総額

課税標準の算定期間中に従業者に対し支払われた（又は支払われるべき）給与等の総額をいいます。現実に従業者に支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては従業者給与総額に算入します。（いわゆる発生主義）

従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、現物支給等

従業者給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等

国の雇用に関する助成に係る者（雇用改善助成対象者）に支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額は従業者給与総額に含まれません。

雇用改善助成対象者とは 55 歳以上 65 歳未満の者で次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象者
- ・ 作業環境の適応訓練を受けた者
- ・ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の雇用奨励金の支給に係る者

転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等と他市の事業所等の間で転勤した者がある場合は、本市内の事業所等に勤務する間の給与等のみ従業者給与総額に含みます。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。したがって、給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市の事業所等に勤務している場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれ

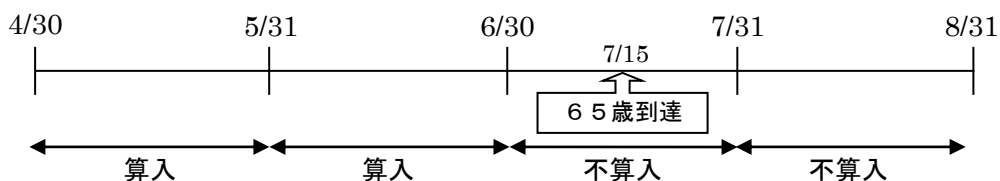
ることになります。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に含みます。

年齢等の判定について

障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定についても、これらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により行います。したがって、給与の算定期間の末日現在では 64 歳で、給与の支給日に 65 歳である場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることになります。

(例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌月 25 日の場合



6 月分給与（7 月 25 日支給分）は算入し、7 月分給与から算入しない。

長期出張者の取扱い

市外へ長期間出張し、又は派遣されている者の給与等は課税標準となる従業者給与総額に含みませんが、単なる出張の場合は、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き従業者給与総額に算入します。この場合、次の点に注意してください。

- ①「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超える期間の出張をいいます。
- ②出張であるか派遣であるかは、呼称によることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区分しますが、一般的には次のとおりです。

「出張」…… 出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うもの。

「派遣」…… 派遣元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様で労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるもの。

※なお、事実上の勤務先との間に労働契約関係が存在する場合は、「出向」として取り扱いします。

従業者の範囲等一覧表

従業者の区分		免税点判定	課税標準	備考
65 歳以上の者(役員を除く)		含めない	含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員を除く)		含めない	含めない	
役員	役員・使用人兼務役員	含める	含める	使用人兼務役員は役員として取り扱います。この場合、給与や報酬等について従業者給与総額に算入します。
	非常勤の役員	含める	含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社を含める	それぞれの会社を含める	
	無給の役員	含めない	—	
雇用改善助成対象者		含める	2 分の 1 控除	従業者に含まれますが、課税標準の算定に注意してください。
事業専従者		含める	事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業者		含める	含める	
パートタイマー(注 1)		含めない	含める	労働時間が正規従業者の 4 分の 3 未満
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は含める	含める	
中途退職者		含めない	退職時まで支払われた給与等は含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元を含める	出向元を含める	
	出向先が出向元に対して給与相当分を支払う	出向先を含める	出向先を含める	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社を含める	
課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員		含めない	含めない	出張の場合は含めます。
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		含めない	含めない	
派遣法に基づく派遣社員(注 2)		派遣元を含める	派遣元を含める	課税区域外(堺市外)への派遣は含めません。
保険外交員で事業所得のみの者		含めない	含めない	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険外交員で給与所得と事業所得を有する者		含める	給与所得分のみ含める	
常時船舶の乗組員		含めない	含めない	事業所等に該当しません。
専ら非課税施設に勤務する者		含めない	含めない	

(注1) パートタイマーとは、形式的な呼称によるものではなく、勤務時間、休暇、社会保障など、勤務の状態が明らかに正規の従業員とは区分されるものをいいます。

(注2) 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律をいいます。

第4章 税率と免税点

1 税率

(1) 資産割の税率

事業所用家屋の床面積1㎡につき600円

(2) 従業者割の税率

従業者給与総額の100分の0.25(円)

2 免税点

事業所税の免税点判定は、資産割と従業者割でそれぞれ行います。したがって、いずれか一方が免税点を超えた場合は、その超えたほうのみで課税となります。

資産割・従業者割ともに課税標準の算定期間の末日の現況により免税点を判定します。

(1) 資産割の免税点

堺市内に所在する各事業所等の床面積の合計（非課税部分を除く）が1,000㎡以下の場合
は課税されません。

(2) 従業者割の免税点

堺市内に所在する各事業所等の従業者数の合計（非課税対象者を除く）が100人以下の
場合は課税されません。

《免税点判定における注意点》

- ① 課税標準の算定期間の中途において全部または一部の事業所等が廃止され、算定期間の末日現在において事業所床面積が免税点以下となった場合には課税されません。(P.10 例6、P.11 例8 参照)
- ② 課税標準の算定期間の中途において一部の事業所等が廃止された場合でも、算定期間の末日現在において事業所床面積が免税点を越えている場合は、当該廃止された事業所等に係る床面積は月割計算によって課税標準に含まれます。(P.9 例3 参照)
- ③ 課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点判定では除かれますが、その者に支払われた給与等は課税標準に含まれます。
- ④ 免税点は基礎控除の制度ではありません。例えば事業所等の床面積の合計が1,500㎡の場合、課税対象となるのは500㎡ではなく1,500㎡となります。
- ⑤ 課税標準の特例や減免の適用がある床面積又は従業者は、免税点判定に含まれます。

第5章 非課税

事業所税の非課税措置には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税（国、公共法人など）と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があります。

1 主な非課税対象施設

ここに挙げる以外にも非課税対象施設があります。詳しくは、別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」の非課税一覧表を参照してください。

※別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」は本市HPにも掲載しています。

(1) 福利厚生施設

福利厚生施設とは、一般的には、食堂、売店、美容室、理髪室、診察室、喫茶室、保養所、娯楽教養室、体育館など**事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないもの**をいいます。

更衣室、浴場、休憩室、仮眠室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、工場などにおける勤労者のための浴場、百貨店など制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室等）と、専ら勤労者の福利厚生のために設けられる場合が考えられます。その場合、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、事業活動上必要な施設については、福利厚生施設には該当しません。

研修所については、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

（注）社宅や社員寮は、居住の用に供する施設ですので、事業所税の対象外です。

(2) 路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、

① 都市計画において定められたもの

② 駐車場法第12条の規定により堺市に届出がなされたもの

等が対象になります。

なお、前記に該当する駐車場のうち、非課税の対象となるのは時間貸しの部分です。（有料、無料を問いません。）したがって、月極貸しの部分等は非課税に該当しません。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは次に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等に限られます。

特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等の範囲は次頁のとおりです。

特定防火対象物の範囲

消防法施行令別表第1の防火対象物のうち非課税の適用を受けるもの	
一	(イ) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (ロ) 公会堂、集会場
二	(イ) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの (ロ) 遊技場、ダンスホール (ハ) 性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これに類するもの (ニ) カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗
三	(イ) 待合、料理店、その他これらに類するもの (ロ) 飲食店
四	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
五	(イ) 旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
六	(イ) 病院、診療所、助産所 (ロ) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等 (ハ) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター等 (ニ) 幼稚園、特別支援学校
九	(イ) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの
十六	(イ) 複合用途防火対象物のうち、その一部が上記に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
十六の二	地下街
十六の三	建築物の地階(十六の二に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(上記一～六、九に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

※ 非課税が適用されるのは、上記施設の特定防火対象物に以下の消防用設備等が設置された場合に限りです。

消防用設備等

非課税となる床面積		非課税割合	備 考
1	次の設備に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消火ポンプ設備・消防用防火水槽	全部	消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用している場合も非課税。
2	次の設備のポンプが設置されているポンプ室 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備	全部	一般用ポンプが併設されている場合には、ポンプの規模(占用床面積等)により按分。
3	次の設備の非常電源室または予備電源室(発電室、蓄電室または変電室) 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	全部	一般照明用等の電源設備が併設されている場合には、設備の規模(占用床面積等)により按分。 他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備も非課税。

非課税となる床面積		非課税割合	備 考
4	次の設備に係るパイプスペースまたは電気配線シャフトの部分 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	全部	パイプスペースまたは配線シャフトとして区分された部分で、一般設備の配管または配線とを併せて格納するものも非課税。
5	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部	
6	次の設備に係る消火薬剤の貯蔵庫または消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備	全部	
7	動力消防ポンプ設備の格納庫	全部	
8	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱及び連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分	全部	
9	消火器及び簡易消火用具の設置部分 消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩	全部	設置箇所に標識が設けられ、常置されている場合に限り、占用床面積が非課税。
10	避難器具の設置部分 すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋など	全部	
11	排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	全部	排煙機と一般業務用の機器とが併設されている機械室は、設備の規模（占用床面積等）により按分。 暖房用等の排煙を併せ行うダクトスペースも非課税。

防災用設備等

非課税となる床面積		非課税割合	備 考
1	階段(建築基準法第 35 条に規定するもの) ○ 特別避難階段の階段室及び附室 ○ 避難階段の階段室	全部	避難階段及び特別避難階段は、建築基準法施行令第 123 条の規定により設置されたものが非課税。 避難階とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。 避難階段の附室は、行政命令により設置された場合は、その2分の1が非課税。
	○ 避難階または地上へ通ずる直通階段(特別避難階段及び避難階段を除く)の階段室。(傾斜路を含む)	1/2	
2	廊下(建築基準法第 35 条に規定するもの)	1/2	建築基準法施行令第 119 条の規定により、廊下の幅が、両側に居室がある場合には 1.6m 以上、その他の場合には 1.2m 以上のものが非課税。
3	避難階における屋外への出入口 (建築基準法第 35 条に規定するもの)	1/2	出入口に扉、柱等で区画されている部分がある場合、その部分の面積が非課税。
4	非常用進入口のバルコニーの部分 (建築基準法第 35 条に規定するもの)	全部	
5	中央管理室 (建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定するもの) (消防用設備等の操作機器の設置部分を除く)	1/2	次の設備を設置しているものに限る ・排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 ・非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及びかご内と連絡する電話装置 ・消防機関へ通報する火災報知設備

非課税となる床面積		非課税割合	備 考
6	防火区画された部分 (建築基準法施行令第 112 条第 11 項に規定するもの) ○ 吹抜きとなっている部分 ○ 階段の部分 ○ 昇降機(エレベーター、エスカレーター等)の昇降路部分 ○ ダクトスペースの部分 ○ その他これらに類する部分	1/2	主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建築物において、準耐火構造の床、壁等で区画されたものが非課税。(1, 2, 3, 7に掲げる施設または設備にかかるものを除く)
7	非常用エレベーター(建築基準法第 34 条に規定するもの) ○ 昇降路の部分 ○ 乗降ロビーの部分	全部	
8	堺市火災予防条例の規定により設置する避難通路(主要避難通路及び補助避難通路) ① スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部	
	② ①以外の避難通路	1/2	
9	堺市火災予防条例の規定により設置する防災施設 ○ 喫煙所	1/2	
10	行政命令に基づき設置する防災に関する施設または設備	1/2	

※ 非課税となるのは、床面積を有する部分に限ります。ただし、設備の操作面積の確保及び範囲が明確にされ、かつ、有効に確保されている場合は、当該操作面積の2分の1は非課税になります。

2 非課税の判定日

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の**末日の現況**によります。

3 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下や階段などを共有している場合、非課税となるのは当該非課税施設のみであり、廊下や階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

〔例〕

C 廊 下 20 m ²	
A 課税施設 100 m ²	B 非課税施設 120 m ²

左図は同一事業所等家屋内に課税施設(A)、非課税施設(B)、廊下(C)が設けられている例です。この場合の非課税面積はBの120 m²のみで、Cの20 m²はAとBの共用部分として按分計算するのではなく、すべて課税対象となります。

第6章 課税標準の特例

事業所税には、非課税措置と同様にその創設の趣旨、目的から事業所税を軽減すべきものについて、人的なものと用途による課税標準の特例措置が講じられています。

1 主な課税標準の特例対象施設

ここに挙げる以外にも課税標準の特例対象施設があります。詳しくは、別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」の課税標準の特例一覧表を参照してください。

※別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」は本市HPにも掲載しています。

(1) 倉庫業者の営業用倉庫

倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫で、国土交通大臣の行う登録を受けた倉庫については、**資産割の4分の3が控除**されます。

また、本市内における当該倉庫の合計床面積が 30,000 m²未満であれば、減免措置も受けられる場合があります。詳しくは、別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」の減免施設一覧表および 第7章 減免 (P.21) を参照してください。

(2) ホテル・旅館用施設

旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で次の①から③については、**資産割の2分の1が控除**されます（消防・防災用設備等、一部を除く）。ただし、風営法の適用を受ける施設は除きます。

- ① 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）
- ② ロビー、浴室、厨房、機械室
- ③ 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室

(3) タクシー事業用施設

道路運送法に規定するタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設については、**資産割と従業者割の2分の1が控除**されます。ただし、事務所部分は除きます。

また、当該施設が本市内に有するタクシーの台数の合計が 250 台以下であれば、減免措置も受けられる場合があります。詳しくは、別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」の減免施設一覧表および 第7章 減免 (P.21) を参照してください。

※ 事務所とは、事業に関して行われる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、これに附属する物置、炊事場、会議室、金庫室等は事務所に含まれます。ただし、物品の加工、販売などを行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠などの事務を行うため、単に1～2の机を配した程度の場所は、事務所には該当しません。

2 課税標準の特例の判定日

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

3 課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合の取扱いについては第5章・3（P.19）に準じて行います。

第7章 減免

個々の減免施設については、別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」の減免施設一覧表を参照してください。

※別冊「事業所税に係る税制改正のお知らせ」は本市HPにも掲載しています。

1 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに『事業所税減免申請書』を提出してください。

なお、減免を受けようとする事由を証する書類を添付していただく場合があります。

2 減免の判定日

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

第8章 税務調査について

1 参考資料の提出について

申告書等の提出に併せて、その内容（事業所総床面積・非課税面積・貸付面積等）を示した図面や賃貸借契約書等を提出していただく場合があります。

2 税務調査について

事業所税は、納税者の方が、自ら法令の定めるところに従って課税標準及び税額を確定する申告納付によることとなっています。

この課税手続が円滑に機能するとともに、適正・公平な課税を実現するため、本市においては、随時、電話連絡による内容確認や、実地調査を実施しております。調査時には、図面や賃貸借契約書等の資料の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査に何う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください。

第9章 申告及び納付について

事業所税の納付は、申告納付により行ってください。

1 申告書提出先

〒591-8037
堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1
堺市 税務部 市税事務所
法人諸税課 事業所税担当（三国ヶ丘庁舎4階）

※ 申告書は郵送・eLTAXでも受け付けています。

2 納付場所と納付方法

詳しくは、納付書（事業所税領収証書）の裏面をご覧ください。

◎電子納税

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」のサービスを利用して、電子納税ができます。
税目に応じて納付手続きの方法が異なりますので、
ご利用の際は、**eLTAX（エルタックス）のホームページ**<https://www.eltax.lta.go.jp/> **をご確認ください。**



◎金融機関での納付

堺市が指定する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などの全国の本・支店及び堺市農業協同組合

◎ゆうちょ銀行または郵便局での納付

近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行または郵便局

◎市役所（本庁及び各区役所）内の指定金融機関派出所での納付

3 申告納付期限

法人・・・事業年度終了の日から2か月以内

（特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されません。）

個人・・・翌年の3月15日まで

（年の途中で事業を廃止した場合は当該廃止の日から1か月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は死亡の日から4か月以内。）

※申告納付期限が、土曜日、日曜日、祝日又は12月29日から1月3日に該当するときは、これらの日の翌日が期限となります。なお、申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、通信日付印により表示された日に提出されたものとみなします

4 修正申告・更正の請求

(1) 修正申告（期限後の修正申告には延滞金等が課されます。）

既に確定した税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、修正申告により増加した税額を納付してください。

(2) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと、又は計算誤り等があったことにより、納付税額が過大である場合は、当該法定納期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

5 更正・決定

申告された内容（税額）が、市長が調査したところと異なる場合、市長は課税標準及び税額を修正する処分を行うことがあります。（更正）

また、申告納付すべきにもかかわらず申告書の提出がない場合、市長は自ら調査した結果によって課税標準及び税額を決定する処分を行うことがあります。（決定）

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

※ 事業所税の賦課及び徴収は、一定期間過去に遡って行われますので、注意してください。

6 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、申告期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金がそれぞれ課されます。また、課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したときは、重加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合又は修正申告があった場合 (修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告加算金	期限後に申告があった場合	納付すべき税額×15% (申告税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分については、5%を加算し、300万円を超える部分については、15%を加算する。)
	期限までに申告がないため、決定した場合	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合又は修正申告があった場合	
	決定後に修正申告があった場合又は更正した場合	納付すべき税額×5%
	期限後に申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき	
重加算金	過少申告加算金又は、不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は、仮装したことによるものであるとき	過少申告加算金に代えて、不足税額(増加額)×35% 不申告加算金に代えて、納付すべき税額×40%

7 延滞金

事業所税額を納期限後に納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に、以下の表の割合をそれぞれ乗じて計算した延滞金額を加算して納付していただきます。

	内容	本則	特例 (本則の割合に満たない場合に適用)
令和 3 年 1 月 1 日 以後の期間	納期限の翌日から 1 月を経過した日以降	14.6%	延滞金特例基準割合 + 7.3%
	納期限の翌日から 1 月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合 + 1%
平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日 までの期間	納期限の翌日から 1 月を経過した日以降	14.6%	特例基準割合 + 7.3%
	納期限の翌日から 1 月を経過する日まで	7.3%	特例基準割合 + 1%
平成 25 年 12 月 31 日 までの期間	納期限の翌日から 1 月を経過した日以降	14.6%	本則を適用
	納期限の翌日から 1 月を経過する日まで	7.3%	基準割引率 + 4%

- ※ 上記の表の割合は、年当たりの割合です。うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合です。
- ※ 延滞金特例基準割合（令和 2 年 12 月 31 日までは特例基準割合）とは、租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 %を加算した割合です。
- ※ 基準割引率とは、各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率をいいます。
- ※ 上記の表は一般的な延滞金計算に適用されます。

第10章 みなし共同事業

1 みなし共同事業とは

事業所税では、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人または同族会社（以下「特殊関係者」という。）を有している者が、その特殊関係者と同一家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなします。

※「同一家屋」とは、原則として同一棟内をいい、同一敷地内であっても構造上別棟の建物で事業を行う場合は、みなし共同事業には該当しません。

2 免税点の判定

事業所税の免税点は、資産割にあつては事業所床面積が 1,000 ㎡、従業者割にあつては従業者数が 100 人とされていますが、「みなし共同事業」に該当する事業所等については、共同事業とみなされた特殊関係者の事業所床面積と従業者数を合算して判定します。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えなくても、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 特殊関係者（次頁参照）

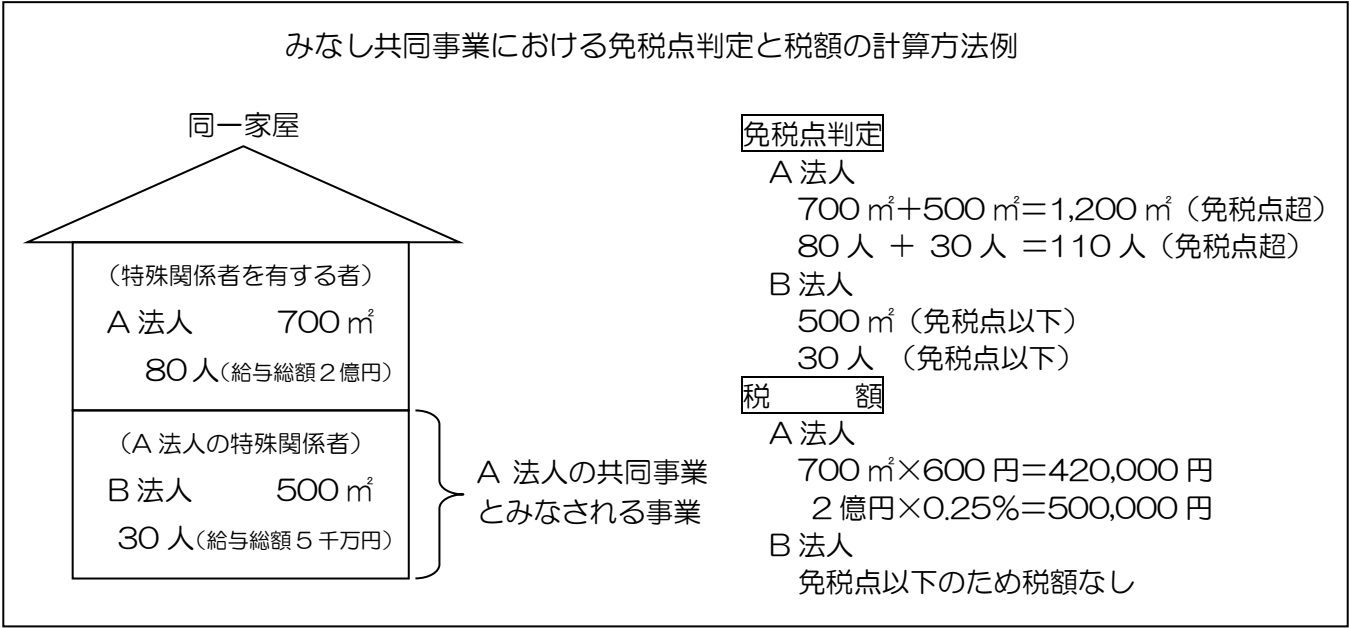
特殊関係者の事業について、単独で免税点を判定します。

(2) 特殊関係者を有する者（次頁参照）

特殊関係者を有する者の事業について、特殊関係者の事業を合算して免税点を判定します。

3 課税標準の算定

「みなし共同事業」に該当する場合でも、課税標準の算定にあたっては、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積または従業者給与総額だけが課税標準になります。



「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社を含む）を「特殊関係者」といい、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

また、特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者を「判定対象者」といいます。

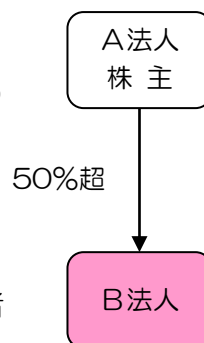
具体的には、「特殊関係者」は次のようになります。

- ① 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹。
- ② 判定対象者の親族（①を除く六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者。
- ③ 判定対象者の使用人その他の個人（①、②を除く）で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者。
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②を除く）及びその者と前記①から③のいずれかに該当する関係がある個人。
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記①から④のいずれかに該当する関係がある個人。
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社。

（例１）

判定対象者
（特殊関係者を有する者）

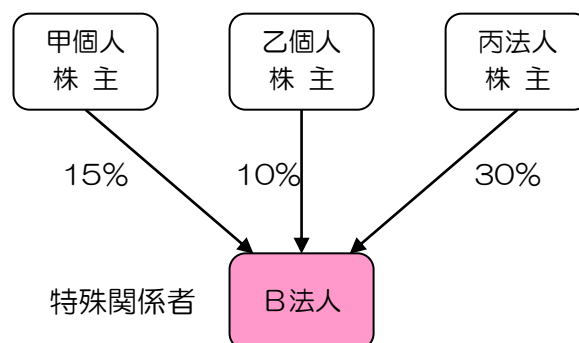
特殊関係者



（例２）

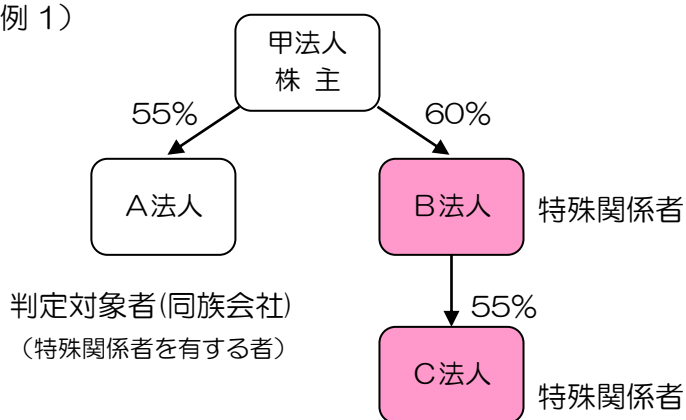
判定対象者（甲、乙、丙）
（特殊関係者を有する者）

特殊関係者



- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記①から④までに該当する関係がある個人およびこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社※。

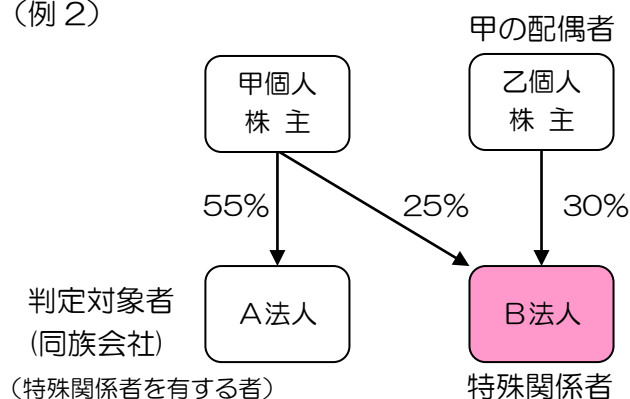
(例 1)



A法人を判定対象者としたとき、B法人とC法人の両者がA法人の特殊関係者になります。

B法人を判定対象者(特殊関係者を有する者)としたときは、A法人とC法人の両者が特殊関係者になります。

(例 2)

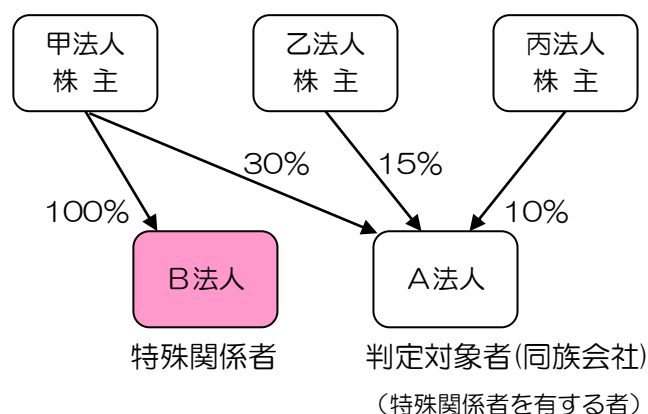


A法人を判定対象者としたとき、B法人が特殊関係者になります。

それは、A法人の同族会社の判定の基礎となった株主である甲個人および甲個人と特殊の関係（配偶者）にある乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の50%超を保有）に該当するからです。

また、B法人を判定対象者としたときは、A法人が特殊関係者になります。

(例 3)



A法人を判定対象者としたとき、B法人が特殊関係者になります。

それは、A法人の同族会社の判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当するからです。

B法人を判定対象者としたときは、特殊関係者（甲法人株主単独で50%超保有の法人）は存在しないことになります。

※「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主を他の同族会社の判定の基礎となる者とするには、当該株主が当該他の同族会社の株式の50%超を保有しなければならないことをいいます。

第 11 章 申告書の書き方

【設 例】

堺市役所株式会社（事業年度：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）について、堺市内に所在する事業所等の事業所床面積および当該事業年度中に支払われた従業者給与総額等は、次のとおりです。

○ 本社 （所在地）堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

- 事業所床面積

堺市役所本庁ビル（自己所有）

テナント	堺市役所(株)	(有)中区役所金属	東区役所 太郎	堺市役所食品販売(株)	(計)
専用部分	1,200 m ²	600 m ²	300 m ²	900 m ²	3,000 m ²
共用部分	900 m ²				

- 従業者給与総額等

従業者数（令和 7 年 3 月 31 日現在） 90 人

給与総額（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日） 541,255,769 円

○ 堺南工場 （所在地）堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号

- 事業所床面積 2,500 m²（自己所有）
- 専用床面積のうち、150 m²を食堂（福利厚生施設）として使用している。
- 専用床面積のうち、400 m²は公害防止施設に該当する。
- 従業者給与総額等

従業者数（令和 7 年 3 月 31 日現在） 20 人 うち高齢者 3 人

給与総額（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日） 97,580,242 円

うち高齢者に支払った分 5,872,650 円

○ 堺北営業所 （所在地）堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号

- この営業所は令和 6 年 8 月 1 日に新設している。
- 事業所床面積

新金岡ビルに入居（所有者：北区役所不動産(株)）

貸ビルの所有者	北区役所不動産株式会社（所在地：堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号）		
テナント	堺市役所(株)	西区役所商店	(計)
専用部分	435.15 m ²	750 m ²	1,185.15 m ²
共用部分	350 m ²		

- 専用床面積のうち、12 m²を休憩室（福利厚生施設）として使用している。
- 従業者給与総額等

従業者数（令和 7 年 3 月 31 日現在） 6 人

給与総額（令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日） 24,753,891 円

★★★申告書作成のチェックポイント★★★

◎ 免税点判定

【資産割】

①本 社 専用部分 1,200 m²＋共用部分(按分後)360 m²＝1,560 m²

②堺南工場 2,500 m²－非課税施設 150 m²＝2,350 m²

③堺北営業所 専用部分 435.15 m²＋共用部分(按分後)128.50 m²－非課税施設 12 m²＝551.65 m²

①＋②＋③＝4,461.65 m² ←期末現在の事業所床面積が 1,000 m²を超えているため、課税となります。

《チェックポイント》

課税対象となるのは、4,461.65 m²のうち 1,000 m²を超えた部分ではなく、4,461.65 m²全部です。

(P.15 参照)

【従業者割】

①本 社 90 人

②堺南工場 20 人－非課税対象者 3 人＝17 人

③堺北営業所 6 人

①＋②＋③＝113 人 ←期末現在の従業者数が 100 人を超えているため、課税となります。

《チェックポイント》

免税点判定には、勤務時間の短いアルバイトやパートタイマーの人数は含めません。(P.14 参照)

◎ 課税標準の算定

【資産割】

①本 社 1,560 m²

②堺南工場 2,500 m²－非課税施設 150 m²－特例施設 400 m²×3/4＝2,050 m²

③堺北営業所 551.65 m²×7/12＝321.79 m²

①＋②＋③＝3,931.79 m² ←これに税率 600 円をかけて税額を算出します。

《チェックポイント》

③は、期中に新設されたため、課税標準となる面積を月割計算します。(P.9 例2参照)

【従業者割】

①本 社 541,255,769 円

②堺南工場 97,580,242 円－非課税対象者分 5,872,650 円＝91,707,592 円

③堺北営業所 24,753,891 円

①＋②＋③＝657,717,000 円(千円未満切捨) ←これに税率 0.25%をかけて税額を算出します。

《チェックポイント》

免税点判定にはアルバイトやパートタイマーの人数は含めませんが、課税標準を算定するときには、アルバイトやパートタイマーに支払った給与も含めます。(P.14 参照)

事業所税の申告書(第44号様式)の記載要領

堺市受付印		令和7年5月27日		※ 処理 事項		発信年月日 通信日付印 確認		整理番号		事務所 区分		管理番号 7XXXXXXX		申告区分	
堺市長 殿						申告年月日		令和7年5月27日							
(フリガナ) 氏名又は名称		サカイシヤクシヨカブシキガイシャ 堺市役所株式会社		本店		〒590-0078 (電話 072-233-1101)		事業種目		その他サービス業					
個人番号又は法人番号		3 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3		住所又は所在地		堺市堺区南瓦町3番1号		資本金の額又は出資金の額		兆 十億 百万 千円 100,000					
(フリガナ) 法人の代表者氏名		サカイシ ゼイキンハナコ 堺市 税金花子		支店		〒 (電話)		所轄 税務署名		堺 税務署					
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの		事業年度又は課税期間		この申告に 応答する者の氏名		申告書		(電話072-228-7284) 経理課 堺市 申告太郎							
資 産 割 除	事業所床面積	①	4,060.00 m ²	業 者 割 除	従業者給与総額	⑫	十億 百万 千 円 663,589,902								
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	563.65 m ²		非課税に係る従業者給与総額	⑬	5,872,650 円								
	①に係る非課税床面積	③	150.00 m ²		控除従業者給与総額	⑭	円								
	②に係る非課税床面積	④	12.00 m ²		課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	657,717,000 円								
	①に係る控除床面積	⑤	300.00 m ²		従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	1,644,292 円								
	②に係る控除床面積	⑥	m ²		既に納付の確定した従業者割額	⑰	円								
	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	3,610.00 m ²		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)	⑱	4,003,300 円								
	②に係る課税標準となる床面積	⑧	321.79 m ²		既に納付の確定した事業所税額 (⑱-⑰)	⑲	00 円								
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	3,931.79 m ²		この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲)	⑳	4,003,300 円								
	資産割額 (⑨×600円)	⑩	十億 百万 千 円 2,359,074		備考										
既に納付の確定した資産割額 ⑪				円		関与税理士氏名		税 野 均 (電話072-2XX-XXXX)							

〔氏名又は名称〕 個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載してください。

〔個人番号又は法人番号〕 個人の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記載してください。

〔法人の代表者氏名〕 申告書作成時に法人の業務を主宰する方が記名してください。

〔住所又は所在地〕 法人の場合は、本店所在地が堺市内の場合は本店所在地を、堺市外の場合は本店所在地および堺市内の主たる支店の所在地を記載してください。

〔事業種目〕 事業の種類を具体的に記載してください。(例:金属製品製造業、物品販売業など)

〔資本金の額又は出資金の額〕 算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

〔所轄税務署名〕 個人の場合は所得税の、法人の場合は法人税の申告等を所轄する税務署名を記載してください。

〔この申告に応答する者の氏名〕 この申告書の内容について、応答する方の氏名を記載してください。

〔事業所税の 申告書〕 修正申告の場合のみ、空白部分に「修正」と記入してください。

〔資産割〕 次により記載してください。なお、免税点以下の申告の場合は、①～④の欄のみ記載してください。

(床面積の1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。)

- ① 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「1」の「事業所床面積㉞」の合計床面積を記載します。
- ② 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「2」の「事業所床面積㉞」の合計床面積を記載します。
- ③④ 「別表2 非課税明細書」の「非課税床面積㉞」の合計の数値で、「別表1 事業所等明細書」の明細区分「1」に対応する合計を③に、明細区分「2」に対応する合計を④にそれぞれ記載します。
- ⑤⑥ 「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除事業所床面積㉞」の合計の数値で「別表1 事業所等明細書」の明細区分「1」に対応する合計を⑤に、明細区分「2」に対応する合計を⑥にそれぞれ記載します。
- ⑦ 課税標準の算定期間が12ヶ月未満の場合は、①－③－⑤の床面積に**算定期間の月数/12**(12ヶ月の場合は12/12)を乗じて得た床面積を記載します。
- ⑧ 各事業所等の床面積(算定期間が12ヶ月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積)に次の割合を乗じて得た床面積を記載します。

(ア) 算定期間の中途において新設された事業所等((ウ)を除く)

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(イ) 算定期間の中途において廃止された事業所等((ウ)を除く)

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(ウ) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

- ⑨ ⑦及び⑧の合計床面積を記載します。
- ⑩ ⑨の床面積に税率の600円を乗じて得た額を記載します。
- ⑪ 修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の資産割額を記載します。

〔従業者割〕 次により記載してください。なお、免税点以下の申告の場合は記載の必要はありません。

- ⑫ 「別表1 事業所等明細書」の「従業者給与総額㉞」の合計を記載します。
- ⑬ 「別表2 非課税明細書」の「非課税従業者給与総額㉞」の合計を記載します。
- ⑭ 「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額㉞」の合計を記載します。
- ⑮ ⑫－⑬－⑭の額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記載します。
- ⑯ ⑮の従業者給与総額に税率100分の0.25を乗じて得た額を記載します。
- ⑰ 修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の従業者割額を記載します。
- ⑱ ⑩＋⑯の額を、100円未満の端数を切り捨てて記載します。
- ⑲ ⑪＋⑰の額を、100円未満の端数を切り捨てて記載します。

〔この申告により納付すべき事業所税額〕

- ⑳ ⑱－⑲の額を、100円未満の端数を切り捨てて記載します。

事業所等明細書(第44号様式別表1)の記載要領

事業所等明細書

明細区分の別		算定期間	令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				処理事項	氏名又は名称	堺市役所株式会社			
				個人番号又は法人番号	3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3				
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割			従 業 者 割		
		事業所用家屋の所有者 住所・氏名	専用床面積 ⑦	共用床面積 ⑧	事業所床面積 (⑦+⑧) ⑨	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業者数 ⑩	従業者給与総額⑪	
① 2 計	本社	堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本庁ビル	1200 00	1560 00	. . から . . まで 月	90	人 十億 百万 千 円 541 255 769		
		自己所有	360 00						
① 2 計	堺南工場	堺市南区桃山台 1丁1番1号	2500 00	2500 00	. . から . . まで 月	20	97 580 242		
		自己所有							
① 2 計				4060 00	. . から . . まで 月	110	638 836 011		
1 2 計	堺北営業所	堺市北区新金岡町 5丁1番4号	435 15	563 65	6・8・1から 7・3・31まで 7 月	6	24 753 891		
		堺市北区新金岡町5丁1番4号 北区役所不動産(株)	128 50						
1 2 計				563 65	. . から . . まで 月	6	24 753 891		
1 2 計					. . から . . まで 月				
1 2 計					. . から . . まで 月				

〔明細区分〕 次により記載してください。

- (1) 事業所等が算定期間を通じて使用されたものを1、事業所等が算定期間の中途において新設または廃止されたものを2とし、該当する項目を○で囲んでください。
- (2) 明細区分2の事業所床面積は、月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所の月割計算前の床面積を記載してください。

〔専用床面積〕 ⑦の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載してください。(1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。以下同様。)

〔共用床面積〕 ⑧の欄は、専用床面積に対応する「別表4 共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積⑥」を記載してください。

〔事業所床面積〕 ⑨の欄は、「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載してください。なお、家屋の一棟すべてを使用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の記載は必要ありません。

〔使用した期間〕〔同上の月数〕 明細区分2の場合のみ記載してください。

〔同上の月数〕 次により記載してください。

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除く)

当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除く)

当該算定期間の開始の日の属する月から当該事業所等の廃止の日の属する月までの月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

〔従業員数〕 ㊸の欄は、期末又は廃止の日現在における従業員数(障害者及び高齢者を含む)を記載してください。従業員割について免税点以下の場合でも記載してください。

ただし、当該算定期間を通じて従業員数に著しい変動がある事業所等*については、次の計算式により算出した数値を記載してください。

$$\text{従業員数} = \frac{\text{当該算定期間の各月末日現在における従業員数の合計}}{\text{当該算定期間の月数}}$$

また、この計算をする場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付してください。

* 従業員数に著しい変動がある事業所等とは、当該算定期間の各月末日現在における従業員数のうち、最大の従業員数が、最小の従業員数の2倍を超える事業所等をいいます。(中途廃止を除く。)

〔従業員給与総額〕 ㊹の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。「別表2 非課税明細書」の「非課税従業員給与総額㊹」の欄の金額も含みます。

《注意》

事業所税の申告に際して、第44号様式および第44号様式別表1の提出は必須です。第44号様式別表2～4および減免申請書等は、該当する施設がある場合のみ提出してください。

非課税明細書(第44号様式別表2)の記載要領

非課税明細書		算定期間	令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
							7XXXXXXX		
				氏名又は 名称	堺市役所株式会社				
				個人番号又は 法人番号	3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3				
※	事業所等の名称	堺南工場		事業所等の所在地	堺市南区桃山台1丁1番1号				
非課税の内訳				資産割		従業者割			
				非課税床面積㉑		非課税従業者数㉒		非課税従業者給与総額㉓	
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				150 00 m ²		人 十 億 百万 千 円			
法第701条の34第 項第 号該当									
法第701条の34第 項第 号該当									
障 害 者 ・ 65 歳 以 上 の 従 業 者						3		5 872 650	
合 計				150 00		3		5 872 650	
※	事業所等の名称	堺北営業所		事業所等の所在地	堺市北区新金岡町5丁1番4号				
非課税の内訳				資産割		従業者割			
				非課税床面積㉑		非課税従業者数㉒		非課税従業者給与総額㉓	
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				12 00 m ²		人 十 億 百万 千 円			
法第701条の34第 項第 号該当									
法第701条の34第 項第 号該当									
障 害 者 ・ 歳 以 上 の 従 業 者									
合 計				12 00					
非課税事業所床面積等の合計				162 00		3		5 872 650	

〔非課税の内訳〕 該当する条項を記載してください。

〔非課税床面積〕 ㉑の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、当該事業所等について「別表4 共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税面積については記載しないでください。

〔非課税事業所床面積等の合計〕

資産割の欄には非課税となる床面積の合計を、従業者割の欄には非課税となる従業者数の合計および従業者給与総額の合計を記載してください。

〔非課税従業者数〕 ㉒の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における、非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。

〔非課税従業者給与総額〕 ㉓の欄は、算定期間中に支払われた、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

なお、従業者割について免税点以下の申告の場合には、記載の必要はありません。

〔障害者・ 歳以上の従業者〕 障害者及び年齢65歳以上*の者(役員を除く)について、「従業者数」と「給与総額」を記載してください。

*「年齢65歳以上」の部分については、P.12「2 従業者割の課税標準」を参照してください。

課税標準の特例明細書(第44号様式別表3)の記載要領

課税標準の特例明細書		算定期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	※		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
								7XXXXXXX	
			氏名又は名称		堺市役所株式会社				
			個人番号又は法人番号		3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3				
※	事業所等の名称	堺南工場		事業所等の所在地		堺市南区桃山台1丁1番1号			
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割				
		課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴		
法第701条の41 第 1 項第 3 号該当		400.00	3 4	300.00		—			
法第701条の41 第 項第 号該当			—			—			
			—			—			
雇 用 改 善 助 成 対 象 者						1 2			
合 計		400.00		300.00					
※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割				
		課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴		
法第701条の41 第 項第 号該当			—			—			
法第701条の41 第 項第 号該当			—			—			
			—			—			
雇 用 改 善 助 成 対 象 者						1 2			
合 計									
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計				300.00	控除従業者給与総額の合計				

〔課税標準の特例内訳〕 該当する条項を記載してください。

〔課税標準の特例適用対象床面積〕 ㉞の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

〔課税標準の特例適用対象従業者給与総額〕 ㊲の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち雇用改善助成対象者及び課税標準の特例に係る給与等の額(「控除割合㉟」による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

〔控除事業所床面積の合計〕

控除される事業所床面積の合計を記載してください。

〔控除従業者給与総額の合計〕

控除される従業者給与総額の合計を記載してください。

共用部分の計算書(第44号様式別表4)の記載要領

共用部分の計算書

※	事業所等の名称	本 社	事業所等の所在地	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					処理				7XXXXXXX		
					事項	氏名又は 名称	堺市役所株式会社				
					個人番号又は 法人番号	3 0 0 0 0 2 0 2 7 1 4 0 3					
※	事業所等の名称	本 社	事業所等の所在地	堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本庁ビル							
	専用部分の延べ面積 ①	3 000 00	㎡	③ の 内 訳 ⑦							
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	1 200 00	㎡	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦							
	非課税に係る共用床面積 ③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積 ①					
	③以外の共用床面積 ④	900 00				2分の1が非課税となる共用床面積 ② (× $\frac{1}{2}$)					
	共用床面積の合計(③+④) ⑤	900 00		⑦～②以外の非課税に係る共用床面積 ③							
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥	360 00		合 計 (⑦～③) ④							
※	事業所等の名称	堺北営業所	事業所等の所在地	堺市北区新金岡町5丁1番4号							
	専用部分の延べ面積 ①	1 185 15	㎡	③ の 内 訳 ⑦							
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	435 15	㎡	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦							
	非課税に係る共用床面積 ③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積 ①					
	③以外の共用床面積 ④	350 00				2分の1が非課税となる共用床面積 ② (× $\frac{1}{2}$)					
	共用床面積の合計(③+④) ⑤	350 00		⑦～②以外の非課税に係る共用床面積 ③							
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥	128 50		合 計 (⑦～③) ④							

〔専用部分の延べ面積〕 ①の欄は、一棟床面積から「共用床面積の合計⑤」を除いた面積を記載してください。

〔当該事業所部分の延べ面積〕 ②の欄は、「専用部分の延べ面積①」の面積のうち、この申告に係る専用床面積を記載してください。なお、この専用床面積は、「別表1 事業所等明細書」の「専用床面積⑦」の欄と一致します。

〔非課税に係る共用床面積〕 ③の欄は、「合計④」の欄の数値を記載してください。

〔③の内訳〕 ⑦の欄は、次により記載してください。

なお、「消防設備等に係る共用床面積⑦」、「防災に関する設備等・全部が非課税となる共用床面積①」及び「2分の1が非課税となる共用床面積②」の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

(1) ⑦の欄は、共用床面積のうち、消防用設備等(令56の43②該当)に係る床面積を記載してください。

(2) ①の欄は、共用床面積のうち、避難階段等(令56の43③－1イ、同一4及び同一5イに該当)に係る床面積を記載してください。

(3) ②の欄は、共用床面積のうち、令56の43③－1ロ、同一2、同一3及び同一5ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

(4) ③の欄は、共用床面積のうち、⑦、①および②以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

(5) ⑦から④に記載がある場合は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

納付書の記載要領

市町村コード 271403		事業所税領収証書								
大阪府										
堺市										
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理者								
住所又は所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号										
氏名又は名称 堺市役所株式会社										
年度 7	処 理 事 項 111307	管理番号 7XXXXXXX								
事業年度又は課税期間 6年4月1日から7年3月31日まで		申告区分 01 11 21 22 申告修正決定								
事業所税額	01	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				4	0	0	3	3	0	0
延滞金	02									
過少申告加算金	03									
重加算金	04									
合 計	05			4	0	0	3	3	0	0
納期限	7年5月31日		領収日付印 							
上記のとおり領収しました。										
この領収証書は裏面記載の金融機関等の領収日付印の押印により効力が生じます。 ◎この納付書は、3枚1組の複写式となっており、切り離さずに金融機関等へ持参してください。										

〔住所又は所在地〕 申告書の住所又は所在地を記載してください。

〔氏名又は名称〕 申告書の氏名又は名称を記載してください。

〔年度〕 納付日の属する年度を記載します。詳しくは、本市事業所税担当までお問い合わせください。

〔処理事項〕 本市で使用するコードです。詳しくは、本市事業所税担当までお問い合わせください。

〔管理番号〕 申告書の管理番号を記載してください。

〔事業年度又は課税期間〕
申告書の事業年度又は課税期間を記載してください。

〔申告区分〕 申告の種類等、該当するものに○をつけてください。

〔事業所税額〕 納付額を記載してください。

〔合計〕 同上。この欄は訂正できませんのでご注意ください。

〔納期限〕 申告納付期限を記載してください。期限後申告の場合は、何も記載しないでください。

※納付場所については、納付書(事業所税領収証書)裏面をご覧ください。

★ 納付書が必要な場合は、本市事業所税担当までご連絡いただくか、本市HPからダウンロードしてご利用ください。

その他にも、各種様式や「税制改正のお知らせ」(非課税一覧表など)、この「事業所税の手引き」なども本市HPに掲載しておりますので、ご利用ください。

堺市 事業所税

検索

※地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用した電子申告・電子納税(共通納税)をご利用ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

申告、納付方法の詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

